

○公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日建設省住備発第83号）

（傍線部は改正部分）

新	旧																
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、平成29年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成29年3月31日付け国住備第477号、国住整第45号、国住市第130号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">主体附帯工事費に乘じる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">低層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の15</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p> <p>第6・第7 （略）</p>	区 分	主体附帯工事費に乘じる数値	低層住宅	100分の5	中層住宅	100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)	高層住宅	100分の15	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、平成28年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成28年3月29日付け国住備第445号、国住整第38号、国住市第125号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">主体附帯工事費に乘じる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">低層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高層住宅</td> <td style="text-align: center;">100分の15</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p> <p>第6・第7 （略）</p>	区 分	主体附帯工事費に乘じる数値	低層住宅	100分の5	中層住宅	100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)	高層住宅	100分の15
区 分	主体附帯工事費に乘じる数値																
低層住宅	100分の5																
中層住宅	100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)																
高層住宅	100分の15																
区 分	主体附帯工事費に乘じる数値																
低層住宅	100分の5																
中層住宅	100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)																
高層住宅	100分の15																

第8 団地関連施設整備に係る補助金の額

(略)

2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり3,166千円を限度とする。）をいう。

- イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）

3 (略)

第9～第28 (略)

第29 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～三 (略)

四 平成29年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成29年3月31日付け国住備第477号、国住整第45号、国住市第130号）

五～十 (略)

附 則

第1条 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第8 団地関連施設整備に係る補助金の額

(略)

2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり3,126千円を限度とする。）をいう。

- イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
- ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）

3 (略)

第9～第28 (略)

第29 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～三 (略)

四 平成28年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成28年3月29日付け国住備第445号、国住整第38号、国住市第125号）

五～十 (略)